告示

○政治資金適正化委員会告示第二十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十三年五月十六日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏名
三九一〇	二三、四、二二	岩瀬　世二
三九一一	二三、四、二二	宮澤小枝子
三九一二	二三、四、二二	藤原　康裕
三九一三	二三、四、二二	城　行永
三九一四	二三、四、二二	坂川　達志
三九一五	二三、四、二二	米谷　朋弘
三九一六	二三、四、二二	遠山　典志
三九一七	二三、四、二二	佐山　章洋
三九一八	二三、四、二二	林　茂明
三九一九	二三、四、二二	神村　秀和
三九二〇	二三、四、二二	加藤　淳彦
三九二一	二三、四、二二	前田　哲兵

○法務省告示第二百四十二号

大阪市都島区役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十三年五月十六日

法務大臣　江田　五月

大阪市都島区都島本通二丁目八十八番地

賀納卯之介

○法務省告示第二百四十三号

大阪市都島区役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十三年五月十六日

法務大臣　江田　五月

大阪市都島区都島中通一丁目二十一番地

野々垣政太郎

○法務省告示第二百四十四号

大阪市都島区役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十三年五月十六日

法務大臣　江田　五月

大阪市都島区都島本通五丁目十五番地

佐藤　秀雄

○法務省告示第二百四十五号

大阪市都島区役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十三年五月十六日

法務大臣　江田　五月

大阪市都島区都島本通七丁目十九番地

三原　伴一

○法務省告示第二百四十六号

大阪市都島区役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十三年五月十六日

法務大臣　江田　五月

大阪市都島区都島中通一丁目二十一番地

藤村藤三郎

○法務省告示第二百四十七号

大阪市都島区役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十三年五月十六日

法務大臣　江田　五月

大阪市都島区都島中通四丁目三十一番地

山中六三郎

○農林水産省告示第九百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年五月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　石川県小松市丸山町ヲ七、八の一、九の一、九の二、一〇、一八の一、一八の二、三〇の三、三三の六、三九の一、四三の三、四四、ヨ二の一一、タ二八の一から二八の三まで、二九の五、二九の三から二九の五まで、ナ一の一、一の二、二から四まで、六の一、六の二、六の四、六の五、七、八、九の一、九の二、一〇、一一、一二の一、一二の二、一三の一、一三の二、一四の一から一四の五まで、一五、一六の一から一六の七まで、一七、一八、一九の一、一九の二、二〇の一、二〇の二、二一の一、二一の二、二三の一、二三の二、二五の一、二五の二、二七、三七の一、三八、四〇、四五、四六の二、ケ一の二、一の三、二の一四から二の一六まで、テ一の一乙一、一の一〇から一の一二まで、一の一四、一の一五、一の一七、一の一九、一の六五、サ一の四、一の七、一の一一、四の一から四の四まで、四の六、四の八、四の一〇、四の一三、四の一四、五、キ一から三まで、四の一、一〇、ユ六、八の二、九の二、一〇の二から一〇の四まで、一一の一の二、一一の一甲、一一の三、一二の一、一二の二、一三、メ一の一、二から四まで、一二から一五まで、ミ五の四六、五の四七、五の四八の一、子一〇、一一、一四の二、一四の三、二六の三、二六の四、三九、四〇、四五の二、四五の三

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県庁及び小松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年五月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福井県福井市江上町六五字瓦山二、三、六六字鱈ノ子一、二の一、三から七まで、九から一一まで、一二の二、一三、一四、一五の一、一六、一七、御所垣内町三字五百　九、一〇、四字大畑一から一〇まで、一一の一、一二から一六まで、仙町一二字猪ケ谷一、二、一四、一七、一三字南谷山八の一、八の二、一〇、剣大谷町一七字火蛇ケ池尻無二の一、二の二

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

六六字鱈ノ子一二の二、三字五百　九、一〇

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び福井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年五月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　富山県下新川郡朝日町笹川字蛭谷二三の一、二三の二、二八、字美輪五三三、字北野五五、字古屋敷七九〇の一、黒部市字奈月温泉字大尾二〇の一（次の図に示す部分に限る。）、宇奈月町音澤字小浦七九四の一（次の図に示す部分に限る。）、宇奈月町下立字赤坂四の一、字岩ノ谷四の一、宇奈月町内山字大滝六二五二、字宮ノ谷六の一、二三の一、字西ノ谷一〇の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県庁並びに黒部市役所及び朝日町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年五月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　富山県氷見市白川字吉池一三九の一、一四〇、一四四の七、一四四の八、一四四の一〇・一四五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一四六の一、一四六の二、一四九の一、字川上八五一・八九〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字大平四二六、四二七、角間字向山一九三七の三、一九五四（次の図に示す部分に限る。）、一九五五、字上野八一、吉滝字山崎二四の四（次の図に示す部分に限る。）、七九八、七九九、字浦山二二の三（次の図に示す部分に限る。）、葛葉字長尾七の一、字熊谷二四五、二四六、高岡市福岡町加茂字奥畠一